

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第10号

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団固定資産管理規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(帳簿)</p> <p>第5条 <u>経営管理部長</u>は、次に掲げる帳簿を備え、必要な事項を記録整理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(帳簿)</p> <p>第5条 <u>総務部長</u>は、次に掲げる帳簿を備え、必要な事項を記録整理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(実地照合)</p> <p>第6条 <u>経営管理部長</u>は、水道センターが所管する固定資産（土地を除く。次項において同じ。）以外のものについて、別に定める方法により、実地に調査し、固定資産台帳と照合しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(実地照合)</p> <p>第6条 <u>総務部長</u>は、水道センターが所管する固定資産（土地を除く。次項において同じ。）以外のものについて、別に定める方法により、実地に調査し、固定資産台帳と照合しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(測量)</p> <p>第8条 <u>経営管理部長</u>は、土地等の取得等に必要な測量を行わなければならない。</p> <p>2 <u>経営管理部長</u>は、前項に規定する測量を必要に応じて所属長に行わせることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(測量)</p> <p>第8条 <u>総務部長</u>は、土地等の取得等に必要な測量を行わなければならない。</p> <p>2 <u>総務部長</u>は、前項に規定する測量を必要に応じて所属長に行わせることができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(土地等の価格)</p> <p>第9条 <u>経営管理部長</u>は、取得する土地等の価格については不動産鑑定士の鑑定評</p>	<p>(土地等の価格)</p> <p>第9条 <u>総務部長</u>は、取得する土地等の価格については不動産鑑定士の鑑定評価書</p>

価書等により見積もらなければならない。

(交渉困難な土地取得の取扱い)

第10条 経営管理部長は、土地収用法第16条の規定に基づく事業の認定を受けた事業で土地等の取得等について交渉を妥結することが困難と認められる場合には、企業長の承認を得て土地収用法に基づく必要な手続をとるものとする。

(契約の締結)

第11条 経営管理部長は、土地等の取得等について相手方と契約を締結しようとするときは、別に定める必要な書類を作成し、契約書により契約しなければならない。

(契約条項の履行確認)

第12条 経営管理部長は、前条の規定による契約に定められた履行期限までに当該契約条項に基づく相手方の義務の履行を確認しなければならない。

(取得及び精算報告)

第15条 (略)

2 前項の規定による通知を受けた固定資産管理主任は、固定資産取得報告書を作成し、所属長を経由して経営管理部長に送付するものとする。ただし、工事により固定資産を取得した場合は、固定資産取得報告書に代えて、建設仮勘定の精算報告書を送付するものとする。

3 (略)

(総合調整)

第16条 経営管理部長は、固定資産の管理の適正を期するため、所属長に対し、その管理に関する報告を求めることができる。

2 経営管理部長は、前項の報告に基づき必要な措置を講ずるよう求めることができる。

等により見積もらなければならない。

(交渉困難な土地取得の取扱い)

第10条 総務部長は、土地収用法第16条の規定に基づく事業の認定を受けた事業で土地等の取得等について交渉を妥結することが困難と認められる場合には、企業長の承認を得て土地収用法に基づく必要な手続をとるものとする。

(契約の締結)

第11条 総務部長は、土地等の取得等について相手方と契約を締結しようとするときは、別に定める必要な書類を作成し、契約書により契約しなければならない。

(契約条項の履行確認)

第12条 総務部長は、前条の規定による契約に定められた履行期限までに当該契約条項に基づく相手方の義務の履行を確認しなければならない。

(取得及び精算報告)

第15条 (略)

2 前項の規定による通知を受けた固定資産管理主任は、固定資産取得報告書を作成し、所属長を経由して総務部長に送付するものとする。ただし、工事により固定資産を取得した場合は、固定資産取得報告書に代えて、建設仮勘定の精算報告書を送付するものとする。

3 (略)

(総合調整)

第16条 総務部長は、固定資産の管理の適正を期するため、所属長に対し、その管理に関する報告を求めることができる。

2 総務部長は、前項の報告に基づき必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(行政財産の用途廃止)

第18条 (略)

2 行政財産を用途廃止し、普通財産としたときは、経営管理部長に引き継ぐものとする。ただし、企業長が必要と認めるときは、引き続き所属長が管理するものとする。

(異動報告)

第19条 所属長は、所管の固定資産(土地を除く。)が次に該当するときは、遅滞なく固定資産管理主任をして固定資産異動報告書を作成させ、経営管理部長に送付しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 経営管理部長は、前項の規定による送付を受けたときは、その原因及び現状を調査して企業長に報告しなければならない。

(土地の管理移管)

第36条 経営管理部長は、土地を道路、河川等他の行政目的の用に供することにより、土地の有効な利用が図れるとともに、管理事務の軽減に資すると認められる場合で、水道施設に重大な支障を来すおそれがないと認められるときは、道路管理者等に当該土地の管理を移管することができる。

(譲渡又は交換)

第45条 経営管理部長は、第18条の規定により用途を廃止した土地等については企業長の承認を得て、譲渡又は交換することができる。

(契約の締結)

第46条 経営管理部長は、土地等の譲渡又は交換について相手方と契約を締結しようとするときは、別に定める必要な書類を作成し、契約書により契約しなければならない。

(行政財産の用途廃止)

第18条 (略)

2 行政財産を用途廃止し、普通財産としたときは、総務部長に引き継ぐものとする。ただし、企業長が必要と認めるときは、引き続き所属長が管理するものとする。

(異動報告)

第19条 所属長は、所管の固定資産(土地を除く。)が次に該当するときは、遅滞なく固定資産管理主任をして固定資産異動報告書を作成させ、総務部長に送付しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 総務部長は、前項の規定による送付を受けたときは、その原因及び現状を調査して企業長に報告しなければならない。

(土地の管理移管)

第36条 総務部長は、土地を道路、河川等他の行政目的の用に供することにより、土地の有効な利用が図れるとともに、管理事務の軽減に資すると認められる場合で、水道施設に重大な支障を来すおそれがないと認められるときは、道路管理者等に当該土地の管理を移管することができる。

(譲渡又は交換)

第45条 総務部長は、第18条の規定により用途を廃止した土地等については企業長の承認を得て、譲渡又は交換することができる。

(契約の締結)

第46条 総務部長は、土地等の譲渡又は交換について相手方と契約を締結しようとするときは、別に定める必要な書類を作成し、契約書により契約しなければならない。

(事務)

第47条 固定資産の譲渡及び交換に関する事務は、企業長がこの事務をすべき所属長を指定した場合を除き、経営管理部長が行う。

(除却)

第49条 (略)

2 所属長は、固定資産（土地を除く。）の除却をしようとするときは、固定資産管理主任をして固定資産除却申請書を作成させ、経営管理部長に送付するものとする。

3 経営管理部長は、前項の申請書により固定資産除却調書を作成し、企業長の決裁を受けて除却するものとする。

4 経営管理部長は、前項の規定により有形固定資産を除却したときは、これに対する減価償却累計額を減額し、その帳簿原価と減価償却累計額との差額を、無形固定資産を除却したときは、その帳簿価額を、それぞれ固定資産除却費をもって整理しなければならない。

5 経営管理部長は、除却物件中再使用可能なものがある場合は、評価額を付して所属長に通知しなければならない。所属長は、その通知を受けて、当該除却物件をたな卸資産として物品出納員に引き継ぐものとする。

6・7 (略)

(事務)

第47条 固定資産の譲渡及び交換に関する事務は、企業長がこの事務をすべき所属長を指定した場合を除き、総務部長が行う。

(除却)

第49条 (略)

2 所属長は、固定資産（土地を除く。）の除却をしようとするときは、固定資産管理主任をして固定資産除却申請書を作成させ、総務部長に送付するものとする。

3 総務部長は、前項の申請書により固定資産除却調書を作成し、企業長の決裁を受けて除却するものとする。

4 総務部長は、前項の規定により有形固定資産を除却したときは、これに対する減価償却累計額を減額し、その帳簿原価と減価償却累計額との差額を、無形固定資産を除却したときは、その帳簿価額を、それぞれ固定資産除却費をもって整理しなければならない。

5 総務部長は、除却物件中再使用可能なものがある場合は、評価額を付して所属長に通知しなければならない。所属長は、その通知を受けて、当該除却物件をたな卸資産として物品出納員に引き継ぐものとする。

6・7 (略)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。